

「表現の自由」か「宗教の冒瀆」か

～シャルリー・エブド事件を題材に～

～目次～

0. はじめに（研究の目的）
1. 研究の前提
2. シャルリー・エブド事件
3. 「表現の自由」の考察
4. 結論と提言
5. 参考文献・資料

0. はじめに（研究の目的）

今年1月、フランスの週刊紙「シャルリー・エブド」がイスラーム過激派により襲撃されたことは記憶に新しいだろう。この事件では、同紙の編集長や記事の担当者、警察官を含む12人が犠牲となり大きな社会的波紋を呼んだ。

この事件では、「表現の自由」と「宗教の擁護」という二つの概念の対立が浮き彫りとなった。国際社会は、表現の自由を「最大限尊重されるべき権利」だとするが、果たしてそれは全面的に正しいのか。「表現の自由」の名を借りた「他者に対する冒瀆行為」は許されるのか。テロという「暴力」以外に、この争いに終止符を打つ手段はなかったのか。

本研究では、シャルリー・エブド事件を題材に「表現の自由」と「宗教の擁護」という二つの概念に対する考察を行うことを目的とする。その上で、この対立においてどちらに優位性があるのかについて述べ、その上でこの争いに対する別の解決方法を提言する。

1. 研究の前提

本研究における考察・主張における前提は、「いかなる紛争においても、暴力を手段とする解決方法は認められない」というものである。ここでいう「紛争」とは、法的関係の対立から生まれる争いのことを指す。シャルリー・エブド事件では、「表現の自由」と「宗教の擁護」という法的関係の対立すなわち紛争に対し、テロという「暴力」による解決手段が採られたが、このような解決方法は許容できない。暴力によってでは本質的な解決はなされえないからである（暴力は、また新たな暴力を生むだけである）。

したがって、対立する概念の衝突に対しては「法」による解決を図るべきであると考え

る。「法」によって対立する諸概念の関係を規定し、包括的な「法秩序」を形成すること（具体的には「判例」を作ること）が、テロ等の暴力によらない紛争の解決手段を提供することになると考えるからである。

2. シャルリー・エブド事件

2-1. 概要と経緯

シャルリー・エブド事件とは、今年1月7日、フランスの週刊紙「シャルリー・エブド」をイスラーム過激派と見られる覆面のテロリストが襲撃した事件である。テロリストは、編集会議中の漫画家や編集者ら 12 人を射殺し、「神は偉大なり」と叫んだ。



図1 事件直後の現場写真（「Wikipedia」より引用）

同紙は、その過激な「風刺」で知られていた。同社の漫画・記事の政治的立場は「左派」「反体制」「反聖職者」「反権力」「世俗主義」の傾向が強いものであった。今回の事件の引き金となったイスラーム教のみならず、同紙は大統領やローマ教皇もその風刺の対象としてきた（下図参照）。



図2 2006年2月の表紙（「NAVERまとめ」より引用）¹

¹ 「バカに愛されるのは楽じゃない」と嘆くムハンマドの姿を描き、イスラーム原理主義を批判している。



図3 2014年12月の表紙（「NAVERまとめ」より引用）²

同紙は、92～14年の間に計48回の裁判を起こされており、そのほとんどで敗訴している（勝訴は9件）。また2011年には、ムハンマドの風刺画を掲載したことでイスラムの怒りを買って、オフィスに火炎瓶が投げ込まれ全焼するという事件も発生していた。

今回の事件の引き金は、同紙が事件当日に掲載した風刺画だった（下図参照）。この風刺画は、「TOUJOURS PAS D'ATTENTATS EN FRANCE（フランスでは、いまだに襲撃がない）」の見出しのもと、ロシア製の自動小銃「CK-47」を手にしながら「ATTENDEZ! ON A JUSQU' A LA FIN JANVIER POUR PRESENTER SES VOEUX（待ってろ！新年の挨拶は1月末まで間に合うだろ）」と言っているジハードイスト戦士を描いたものであった。



図4 事件のきっかけとなった風刺画（「NAVER」まとめより引用）

この風刺画は、明らかにイスラーム教に対する「挑発」であり、過激派をテロへと向かわせる直接的要因となった。

2-2. 国際社会の反応

事件の発生を受け、多方面から声明等が寄せられた。以下、シャルリー・エブド事件に関する諸反応を列挙する。

² 「オランダの支持率はラグドール愛好家の間で上昇」歴代最低の支持率の記録を保持するオランダ仏大統領を風刺した。

(批判)

・各国首脳

オランダ大統領 (仏) 「異常な蛮行」と非難し、事件をテロと断定

キャメロン首相 (英) 「報道と表現の自由を諦めてはいけない」

メルケル首相 (独) 「我々が共有するあらゆる価値観に対する野蛮な攻撃だ」

オバマ大統領 (米) 「最古の同盟国で起きた非道な攻撃だ」

安倍晋三首相 (日) 「言論の自由、報道の自由に対するテロ。断じて許せない」

その他、ロシアや中国・韓国等もこのテロ事件を非難する声明を出した。

・国際機関

潘基文 (国連事務総長) 「民主主義と表現の自由に対する直接の攻撃」

トゥスク (欧州理事会議長) 「民主主義の根幹をなす表現の自由に対する残忍な攻撃」

(支持)

イスラム国 「(シャルリー・エブドは) ムハンマドを侮辱した。(テロ行為は) 英雄的だ」

アルカイダ 「(テロ行為は) アイマン・ザワーヒリー³が命じた。その使命は果たされた」

その他、タリバン等もこのテロ事件を称賛する声明を出した。

(その他)

フランチェスコ (ローマ教皇) 「挑発してはいけません。他者の信じるものを侮辱してはいけません。そして信仰を茶化してはいけません」(表現の自由にも限度があるとの見解)

2-3. 双方の主張

冒頭にも述べたが、この事件に置ける最大の対立軸は「表現の自由」と「宗教の擁護」という概念である。イスラーム教世界で禁止されているムハンマドの偶像を描き、風刺する行為を「宗教に対する冒流行為だ」と主張するムスリムやイスラーム原理主義者。それに対し、イスラーム教に関する風刺画や記事を書くことは「表現の自由」と主張するシャルリー・エブド。この対立が「テロ」という暴力を伴って顕在化したのが1月の事件である(次ページの図参照)。

³ アルカイダの最高指導者。ウサーマ・ビン・ラーディンの死後、後継者として司令官(アミール)の地位についたとみられる。

図5 シャルリー・エブド事件における対立概念（発表者作成）



2-2 で述べたように、各国首脳をはじめとする国際世論は「表現の自由」を支持しているが、その範囲はどこまでを捕捉しうるのか。行き過ぎた「表現の自由」、すなわちその拡大解釈が「宗教の冒瀆」に該当するのではないか。そのような疑問が浮かんでくるのである。

そこで、今一度「表現の自由」という概念について見直す必要があると考える。どのような自由を指すのか。その範囲・限度はどこにあるのか。また、その表現が他者を傷つける場合（シャルリー・エブド事件の場合では、イスラーム教を風刺する行為がこれにあたる）に、どちらの自由を保護すべきか。以上のような点について、次項では考察していく。

3. 「表現の自由」の考察

3-1. 表現の自由とは

表現の自由とは、言論や文章による思想、信条の表明の自由のほか、集会、結社、出版、報道の自由など、個人が外部に向かってその思想、信条、主張、意思、感情などを表現する一切の自由のこと⁴である。

内心における思想や信仰は、外部に表明され、他者に伝達されてはじめて社会的効用を発揮するという点で、表現の自由はとりわけ重要な権利である、とされている。この自由には、個人が言論活動を通じて自己の人格を発展させるという「自己実現の価値」と、言論活動によって国民が政治的意思決定に関与するという「自己統治の価値」という2つの価値が内包されている⁵といわれている。すなわち、表現の自由は個人の人格形成に対してももちろん重要であるが、国民が自ら政治に参加するために不可欠な民主主義国家成立の根本要件であるといえる。

表現の自由に関しては、各国の憲法やその他の各法典で保障されている。（以下参考）

・日本国憲法 第21条

第1項 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

第2項 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

⁴ 『法律用語辞典』（有斐閣）p973より引用

⁵ 『憲法』 芦部信喜（岩波書店）p170より引用

・アメリカ合衆国憲法 修正第1条

合衆国議会は、国教を樹立する法律、または自由な宗教活動を行うことを禁止する法律、言論または報道の自由を制限する法律を制定してはならない。

フランスやイギリスにはこのような憲法の規定がないが、その代わりに欧州人権規約と、表現の自由を守る義務を定めた「市民および政治的権利に関する国際規約」に署名しており、国内法でも言論の自由が保障されている。

・欧州人権規約 第10条

第1項 すべての者は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、公の機関による干渉を受けることなく、かつ国境とかかわりなく、かつ意見を持つ自由並びに情報及び考えを受け及び伝えるテレビ又は映画の諸企業の許可制を要求することを妨げるものではない。

第2項 1の自由の行使については、義務及び責任を伴い、法律によって定められた手続き、条件、制限又は刑罰によって、国の安全、領土の保全若しくは公共の安全のため、秩序若しくは道徳の保護のため、他の者の信用若しくは権利の保護のため、秘密に受けた情報の暴露を防止するため、又は司法機関の権威及び公平さを維持するため民主的社会において必要なものを課することができる。

・国際人権規約 (B規約) 第19条

1 すべての者は、干渉されることなく意見を持つ権利を有する。

2 すべての者は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。

3 2の権利の行使には、特別の義務及び責任を伴う。したがって、この権利の行使については、一定の制限を課することができる。ただし、その制限は、法律によって定められ、かつ、次の目的のために必要とされるものに限る。

(a) 他の者の権利又は信用の尊重

(b) 国の安全、公の秩序又は公衆の健康若しくは道徳の保護

3-2. 表現の自由の制限 (規制)

上で取り上げたように、表現の自由には一定の制限が加わる。ある表現が、他者の自由や尊厳を侵害する場合は想定されるからである。しかし、表現の自由は法学的に見ても最重要とされる「精神的自由権」に属するものであるから、その制限は慎重に行う必要がある。以下、表現の自由の規制論の理論構成を取り上げる。

3-2-1. 表現内容規制

表現内容規制とは、ある表現をそれが伝達するメッセージを理由に制限する規制を指す。その例として、犯罪の扇動的言論、性表現、名誉棄損的言論およびプライバシーの権利侵害的言論、営利的言論があげられる。

ここでは、シャルリー・エブド事件における表現としての「犯罪の扇動的表現」と「名誉棄損的表現」について取り上げる。

まず、犯罪の扇動的表現についてであるが、本来この表現は、政府転覆の文書による扇動や、政府の暴力的転覆を唱道するような言論などを指し、これを禁止する法律の制定等による規制を可能とするための論拠として挙げられている。しかし、シャルリー・エブド事件では、同社の風刺的表現がテロを誘発しており、その表現がテロという犯罪を扇動したと解釈することも可能である（事件前の放火事件や、事件当日に掲載された風刺画はテロのトリガーとなった）。

次に、名誉棄損的表現についてであるが、この表現は、個人の言論による他者への権利侵害が行われた場合を指す。時として「言葉による暴力」を発生させる言論は、当然許容されない。しかし、その表現の対象とされる個人が「公人（政治家および社会的影響力を持つ著名人）」の場合と、純粋な「私人」の場合とは、表現行為者の表現の自由の幅には一定程度の差が生じる。というのも、表現の自由の保障は、社会的影響力を持つ者への監視的效果を本来的に備えており、むしろ公人への批判的言論は、国民の知る権利を充実化する点で広く保障されなければならないからである。⁶

シャルリー・エブドによる風刺的表現の対象は、大統領などの政治家、キリスト教やイスラーム教などの宗教など多岐にわたっていたことは前述のとおりである。ここで問題となるのは、今回の事件のきっかけとなった同社の風刺の対象は何にあたるのか、ということである。ムハンマドは、「公人」なのかそれとも「私人」なのか。上で述べた定義に照らし合わせれば、確かにムハンマドは社会的に一定の影響力を持つ点で公人と呼べるであろうが、権力者の監視によって民主主義を機能させるという本来の意義から見れば、ムハンマドを公人と見なし、その批判に対する免責をすることの説得力はやや薄いと思われる。

表現内容規制では、アメリカの判例理論である「明白かつ現在の危険（clear and present danger）の法理」が有効である。この基準は、①ある表現が近い将来、ある実質的害悪を引き起こす蓋然性が明白であること、②その実質的害悪が極めて重大であり、どの重大な害悪の発生が時間的に切迫していること、③当該規制手段が上害悪を避けるのに必要不可欠であること、の3つの要件の存在が論証されたときにはじめて当該表現行為を規制することができる、とする極めて厳格な基準である。この基準は、シェンク事件においてホーム裁判官が次のように判事したことから始まる。「すべての行為の性質は、それが為された状況によって決まる。・・・どのように強い言論の自由の保護でも、劇場の中で火事でもないのに火事だと叫んで、騒ぎを引き起こすことを保護しようとはしないであろう。それは暴力と同じ効果をもたらすような言葉を吐くことの禁止命令から人を保護しようともしない。・・・あらゆる事件における問題は、その言葉が使われた状況とその言葉の性質が・・・実質的害悪をもたらす明白かつ現在の危険を招くか否かである。」⁷

⁶ 『憲法』加藤一彦（法律文化社）p81より引用

⁷ 『憲法』芦部信喜（岩波書店）p200より引用

3-2-2. 表現内容中立性規制

表現内容中立性規制とは、表現をそれが伝達するメッセージの内容や伝達効果に直接関係なく制限する規制を指す。その例として、病院や学校の近くでの騒音の制限や一定地域・建造物での広告掲示の制限などが挙げられる。アメリカ法では、規制の様態を①時・所・方法の規制と、②象徴的表現の規制ないし行動を伴う表現の2つに分けている。

ここでは、シャルリー・エブド事件における「象徴的表現」について取り上げる。一定の行動を通じて思想・主張を外部に表現する行為、例えば反戦の意見を訴えるため徴兵カードを多数人の前で償却する行為は「象徴的行為」として表現の自由に含まれ、それを規制する立法の合憲性は、①立法目的が重要な公共的利益を促進するものであり、②表現の自由の抑圧と直接関係がないこと、③規制手段の表現の自由に及ぼす付随的效果（間接的影響）は立法目的を促進するのに是非とも必要という限度を超えるものでないこと、という3つの要件で構成される基準（オブライエン・テスト）で審査される。⁸ここで、シャルリー・エブドの表現は、この象徴的表現にあたるかということが問題となる。同社は、「風刺」という形で表現を行っていた。これは、象徴的表現にあたるであろう。そして、この風刺という表現行為に対する表現内容中立性規制は、表現することを一から認めないという点で「表現の自由」の抑圧にあたる、と解するべきであろう。そもそも、風刺による表現については、その受け手が自らの権利が侵害されているかどうかを判断すべきであって、表現そのものを一律に禁止する表現内容中立性規制はこのケースにはなじまないと考える。

3-3. 「宗教の冒涇」としての表現

では、シャルリー・エブド事件におけるもう一つ概念、「宗教の冒涇」とは何に立脚しているのか。それは、「思想・良心の自由」の権利である（「信教の自由」は、何を信仰してもいなくてもよい自由のことを指すため、直接的には関係ない）。つまり、同社の表現が、受け手の精神的自由権を侵害したかが問題となる。以下、「思想・良心の自由」について述べたうえで、今回の事件に当てはめて考察する。

日本国憲法には、思想・良心の自由についての記載がある（以下参照）。

・思想・良心の自由 第19条

思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

思想・良心の自由は、個人の内面的精神的活動の自由を指す。つまり、「何を思い、考えてもよい自由」と解されるものであり、表現の自由などの外面的精神活動の基礎をなす根幹であると位置づけられている。本来は、国家による個人の思想に対する介入を防止するための権利として保障されてきたが、近年では「思想及び良心」を世界観、人生観、主義、主張など個人の人格的な内面的精神作用を広く含むものと解釈されるのが通説である。⁹その個人の世界観、主義、主張が宗教に少なからず依拠している場合、その宗教やそれにか

⁸ 『憲法』 芦部信喜（岩波書店） p190 より引用

⁹ 『憲法』 芦部信喜（岩波書店） p147 より引用

かわる事物に対する批判的表現は、思想・良心の自由を侵害していると解することも可能である。

思想・良心の自由、とりわけその中に含まれる「内心の自由」は、法律上一定の制限が加わる表現の自由に比して一切の制限がない。いかなる世界観、人生観を持つとも、それが内心の領域にとどまる限りは絶対的に自由であるからである。たとえ国家転覆を志向する思想であっても、少なくとも内心の思想にとどまる限り処罰されない、ということである。

今回の事件では、自らが信仰し、生活の拠り所となっている宗教を風刺されたイスラーム教徒が、その思想・良心の自由を侵害されていると捉えることができる。

4. 結論と提言

4-1. 結論

以上の考察を踏まえると、今回のケースにおいて「表現の自由」の「宗教の擁護（思想・良心の自由）」に対する優位性は認められないと考える。権利論に立つならば、法学的に一定の制限が加わる表現の自由が、無制限の思想・良心の自由に対して優位に立つことはありえない。上で述べたような、国際社会をはじめとする表現の自由の擁護論は、その権利の範囲を拡大解釈していると言わざるを得ない。シャルリー・エブド事件では、テロという暴力行為にのみ焦点が当たり、その本質すなわち「表現の自由」と「宗教の擁護」といった概念の対立についての視点が欠けていたのではないかと考える。

また、今回の事件を射程とした表現の自由の制限・規制に関しては、先ほど取り上げた「表現内容規制」および「表現内容中立性規制」の2つが主なものであるが、わたくしは前者の表現内容規制を支持する。先ほどでも述べたが、表現内容中立性規制はその表現を、内容の如何にかかわらず一律に禁止するものである。この規制方法は、今回の事件の場合、シャルリー・エブドがする風刺表現が一般的に他者の思想・良心の自由を侵害する、という見方に立つため、同社の表現の自由を完全に抑圧することになる。前述の通り、権利侵害は受け手側が判断することであり、それを防ぐために表現の発信自体を規制・制限すべきではないと考える。むしろ、この事件においては、なされた表現がどのような性質を持っているか、またどのような権利侵害および紛争の危険性があるかについて検討したうえで、必要最小限の制限を加えるという表現内容規制の考え方を採用すべきである。同規制における「明白かつ現在の危険の法理」に立脚すれば、同社が繰り返してきた風刺的表現が襲撃事件の引き金になったことは容易に推測できる。同社は上記の通り2011年に放火事件を起こされており、また12年にはフランス当局の警告を無視しムハンマドの風刺画を掲載するなど「明白かつ現在の危険」を助長していたとみることも可能である。

4-2. 提言

1. 研究の前提で述べたように、私の立場は「いかなる紛争に対しても、暴力によらない解決方法を探るべきであり、またそれを志向すべきである」というものである。シャルリー・エブド事件では、テロという暴力で「表現の自由」と「宗教の擁護」という概念の対立が顕在化した。暴力という形でしか、この対立に終止符が打てなかったのである。しかし、私は暴力による紛争解決を支持しない。すなわち、この対立を法による「権利論」として体系化し、その秩序の中で裁定をすべきと考えるのである。その過程については、これまで上で述べてきた。「表現の自由」は、他者の「思想・良心の自由」を侵害するまでの権利とはなりえない、と。表現の自由は、「何でも表現することのできる権利」だが「好き勝手に何を言ってもいい権利」ではない。その間に、規制や制限がある。ここまでの私のしてきた「主張」である。

そこで、この主張を一つの形にするものがあるとすれば、「国際司法による調停手段の確立」ということになろうか。今回の事件では、フランスの出版社とムスリムという紛争当事者が存在し、このような場合もはや国内法による仲裁には限度があると考ええる。また、「表現の自由」や「思想・良心の自由」の法概念にも各国により差があることも一つの大きな要因があると思う。そこで、法の国際的枠組みすなわち「国際法」による法概念の確立および対立の仲裁を志向していくべきであると考ええる。具体的には、国際司法裁判所¹⁰や常設仲裁裁判所における訴訟の提起や、審理・判決を通じた判例理論の確立をしていくべきである。その際、この事件でいえば「表現の自由の制限」にはどのような基準が適切か、という点についても議論が必要であると思う。その際、英米法の主要理論である「表現内容規制」が採用されることは一種望ましいことだと考えている。

5. 参考文献・資料

『デイリー六法』鎌田薫 三省堂 (2014)

『憲法 (第5版)』芦部信喜 岩波書店 (2012)

『憲法』加藤一彦 法律文化社 (2012)

『現代法学入門 (第4版)』伊藤正己・加藤一郎 編 有斐閣双書 (2012)

『法律用語辞典 (第4版)』法令用語研究会 編 有斐閣 (2012)

Newsweek ニュースウィーク日本版「言論の自由と言論の暴力」CCC メディアハウス (2015)

¹⁰ 本来は国家間の紛争処理機関であるが、安保理など国連機関の要望によっては「勧告的意見」の表明によって他の人権・人道上の法的解決の糸口を提示することができる。『憲法』加藤一彦 (法律文化社) p25 より引用